

エネとくスノープラン（高圧）

（オプション契約約款）

2024年4月1日実施

北海道電力株式会社

1 対象となるお客さま

このオプション契約約款（以下「この約款」といいます。）は、高圧で電気の供給を受けて、融雪のために小型機器または動力を使用する需要で、契約電力が原則として、50 キロワット以上であり、かつ、2,000 キロワット未満であって、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合、またはお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者もしくは配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）の供給設備の都合でやむをえない場合で、当該一般送配電事業者等との協議が整ったときは、契約電力が2,000 キロワット以上であるものについても対象とすることがあります。また、近い将来において契約負荷設備を増加される等特別の事情があり、お客さまが希望される場合で、当該一般送配電事業者等と協議が整ったときは、契約電力が50 キロワット未満であるものについても対象とすることがあります。

2 約款の変更

(1) 当社は、次の場合には、民法第548条の4の規定にもとづき、この約款を変更することがあります。この場合には、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後のオプション契約約款によります。

イ 消費税および地方消費税の税率の変更等のやむをえない要因が生じた場合に、必要な限度において料金を変更するとき。

ロ 当該一般送配電事業者等が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または法令の制定もしくは改廃により、この約款を変更する必要がある場合

ハ その他、この約款を変更すべき合理的な事由が生じた場合

(2) お客さまが変更後のオプション契約約款による契約を希望されない場合は、電力契約標準約款（高圧）（以下「標準約款」といいます。）39（需給契約の変更）または41（需給契約の廃止）により、需給契約を変更または廃止することができます。

(3) この約款を変更する場合には、当社は、この約款の変更前は、変更内容を、変更後は、変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。この場合、電気事業法第2条の13に定める書面（以下「契約締結前交付書面」といいます。）および電気事業法第2条の14に定める書面（以下「契約締結後交付書面」といいます。）の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。

また、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他需給契約の内容の実質的な変更をとまなわない変更の場合には、当該変更となる事項の概要のみを、契約締結前交付書面を交付することなく、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結後交付書面の交付はいたしません。

3 契 約 電 力

契約電力は、次によって定めます。

(1) 契約電力が 500 キロワット未満の場合

各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

イ 新たに電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、この約款により新たに電気の供給を受ける前から引き続き当該一般送配電事業者等の供給設備を利用される場合には、この約款により新たに電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上、この約款によって受けた電気の供給とみなします。

ロ 契約受電設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなきは、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一用途の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。ただし、その1月の最大需要電力と減少した日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

(2) 契約電力が 500 キロワット以上の場合

使用する負荷設備および受電設備の内容、同一用途の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

(3) 契約電力が 500 キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が 500 キロワット以上となる場合は、契約電力を(2)によってすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、(1)によって定めます。

4 期 間 区 分

期間区分は、次のとおりといたします。

(1) 降雪期間

毎年 11 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）をいいます。

(2) その他期間

降雪期間以外の期間をいいます。

5 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および標準約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(3) によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、標準約款別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（7〔その他〕(3)の予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワット につき	降雪期間	2,004 円 60 銭
	その他期間	1,839 円 60 銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	降雪期間	21 円 99 銭
	その他期間	27 円 82 銭

(3) 力率割引および割増し

イ 力率は、その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100 パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、託送約款等に定めるところにより算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその 1 月の力率は、85 パーセントとみなします。

ロ 力率が、85 パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割増しいたします。

6 契約期間

契約期間は、次によります。

- (1) 契約期間は、需給契約またはその変更が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。
- (2) 契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、契約期間満了前は、新たな契約期間を、この約款による契約の継続後は、新たな契約期間、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。

なお、契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

また、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。

- (3) お客さまの需要場所が、電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、(1)および(2)にかかわらず、当該指定区域に対し電気事業法第2条第1項第8号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。
- (4) 契約期間満了に先だって、原則として標準約款の業務用電力、高圧電力またはこの約款以外のオプション契約約款に需給契約を変更することはできません。

7 その他

- (1) この約款から業務用電力、高圧電力またはこの約款以外のオプション契約約款に変更された後1年に満たないお客さまについては、原則としてこの約款に需給契約を変更することはできません。
- (2) 標準約款の自家発補給電力Aまたは自家発補給電力Bとあわせて電気の供給を受ける場合（小型機器もしくは動力を使用する場合に限ります。）は、次により取り扱います。
 - イ 自家発補給電力Aの料金は、標準約款17（自家発補給電力）(1)ハの料金を適用して算定いたします。
 - ロ 自家発補給電力Bの料金は、標準約款17（自家発補給電力）(2)ハの料金を適用して算定いたします。
- (3) お客さまが希望される場合は、業務用電力または高圧電力に準じ、標準約款の予備電力を契約することができます。ただし、この場合の予備電力の電力量料金は、その1月

の使用電力量につき、5（料金）（2）を常時供給分の該当料金として算定いたします。

なお、電力量料金は、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

(4) お客さまが契約された用途以外の用途に電気を使用された場合は、次によります。

イ 当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客さまについて需給契約を解約することがあります。

ロ 標準約款 35（違約金）に準じて、違約金を申し受けます。

(5) この約款に定めのない規定については、業務用電力または高圧電力にかかわる規定を準用するものといたします。

附 則（実施期日）

この約款は、2024年4月1日から実施いたします。